認可外保育施設等の利用料が無償となる子どもの判定フロー

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設（事業所内保育、ベビーシッターを含む）、病児保育、一時預かり、
ファミリー・サポート・センターを指します。

1 当該子どもは、認可等を受けた保育施設に在籍していますか。

※ 認可等を受けた保育施設とは以下の施設をいいます。
①保育園　②認定こども園の保育園部分　③小規模保育事業所　④事業所内保育事業所　⑤企業主導型保育事業所

Ｙｅｓ → **在籍している** → **認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象になりません。**

Ｎｏ → **在籍していない**

2 当該子どもは、認可を受けた幼稚園等に在籍していますか。

※ 認可を受けた幼稚園等とは、幼稚園 又は 認定こども園の幼稚園部分 をいいます。

Ｎｏ → **在籍していない**

Ｙｅｓ → **在籍している**

3 在籍している幼稚園等は、平日8時間以上（教育時間を含む）かつ年間200日以上（平日・長期休業中・休日）の預かり保育を実施していますか。

※ 平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育実施の有無は、在籍している幼稚園等にてご確認ください。
（佐賀市内の施設は、〝「十分な預かり保育を実施」している施設一覧〟としてＨＰに掲載しています。）

Ｙｅｓ → **実施している** → **認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象になりません。**

Ｎｏ → **実施していない**

4 当該子どもの満3歳の誕生日は、いつでしたか(いつですか)。
Ａ 今年度の4月1日以前　　Ｂ 今年度4月2日以降

Ａ → **4月1日以前**

Ｂ → **4月2日以降**

5　子どもの保護者（父母とも）は、市町村民税が課税されていますか。

Ｙｅｓ → **課税されている** → **認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象になりません。**

Ｎｏ → **課税されていない**

6　居住市町に申請して、保育の必要性に係る認定（新２号もしくは新３号）を受けてください。
佐賀市内に居住している方は、利用しようとしている施設等へ申請書および添付書類を提出してください。

Ｎｏ → **認定されなかった** → **認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象になりません。**

Ｙｅｓ → **認定を受けた**

認可外保育施設等の利用料も、月額上限額の範囲内で無償化の対象となります。

■月額上限額・給付方法チャート

問2の答え		問4の答え		月額上限額		給付方法
Ｙｅｓ 在籍している	⇒	Ａ　4月1日以前 Ｂ　4月2日以降	⇒ ⇒	１２，３００円 １７，７００円	⇒	償還払い方式（一旦利用料全額を施設に支払う）※1

※月額「490円×利用日数（新2号認定を受けた園児は上限12,300円、新3号認定を受けた園児は上限17,700円）」まで無償

						利用する施設の数		給付方法
Ｎｏ 在籍していない	⇒	Ａ　4月1日以前 Ｂ　4月2日以降	⇒ ⇒	４０，３００円 ４５，７００円	⇒	1園利用 2園以上利用	⇒ ⇒	代理受領払い方式（差額分を施設に支払う）※2 償還払い方式（一旦利用料全額を施設に支払う）※1 ただし、利用する2園以上のうち、1園だけで月額上限額に達する場合は、その1園のみ代理受領払い方式（差額分を施設に支払う）を行い、他園には通常通り利用料をお支払いください。（この場合、償還払い方式での請求はありません。）

※幼稚園や認定こども園、保育園の「一時預かり事業」を利用される場合は、
１園利用の場合も償還払い方式となります。（認可外保育施設の一時預かりを利用される場合は、フローチャート通りの給付方法となります。）

〇給付方法（市外の場合は施設により異なりますので、どちらの方法によるかは施設にお尋ねください。）

※1 償還払い方式：一旦利用料全額を施設に支払ったのちに、施設で発行する領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して市に請求し、市から指定口座に振り込みます。

※2 代理受領払い方式：利用料から子育てのための施設等利用給付の額を差し引いた金額が施設から請求されるので、施設にお支払い下さい。市は施設に子育てのための施設等利用給付を支払います。